

阿賀野市規則第41号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成25年」の次に「阿賀野市」を加える。

第85条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第133条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第215条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第249条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市財務規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。